

四国中央市公社会教育委員の会傍聴要領

1 定員は、原則として5名(先着順)です。増減がある場合は、事前にお知らせします。

2 傍聴しようとする人は、受付簿に氏名、住所を記入してください。

3 次に該当する人は、傍聴できません。

- (1)銃器、刃物その他危険な物を所持している。
- (2)酒気を帯びている。
- (3)張り紙、ピラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している。
- (4)笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している。
- (5)その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している。

4 傍聴者する人は、次の事項を必ず守ってください。

- (1)静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- (2)騒ぎ立てない。
- (3)示威的行為(威力を示す行為)をしない。
- (4)飲食、喫煙をしない。
- (5)前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしない。

5 写真、ビデオ等による撮影、または録音はできません。

6 会議の内容、過程により、非公開となることがあります。この場合は、速やかに退出してください

◆問い合わせ先

〒799-0497 三島宮川4丁目6番55号

四国中央市教育委員会 生涯学習課生涯学習係 ☎28-6046